

6介第1107号
令和7年(2025年)3月5日

介護サービス事業者の長様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和7年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別な御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。さて、標記研修について、社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

つきましては、貴所における認知症介護実践リーダー研修修了者に対し、別添「令和7年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）」についてご周知いただき、研修受講を希望する場合は、下記により書類の提出をお願いします。

記

1 研修内容及び受講者の要件等

別添「令和7年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」及び「令和7年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおり

（詳細参照：「令和7年度認知症介護研究・研修大府センター認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」）

2 提出書類

【県推薦枠】実施要綱 3 (1) ア (キ) に定める書類

【事業所推薦枠】実施要綱 3 (1) イ (カ) に定める書類

3 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課あて郵送または持参による

（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）

4 提出期限

別添「令和7年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」のとおり

5 その他

事業所推薦枠で受講決定を受けた者の受講料等研修に係るすべての費用は、各事業所等での負担となりますので、ご承知おき願います。

(問合せ先)

担当 介護支援課計画係 小林(志)、蓮沼

電話 026-235-7111(直通)

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-keikaku@pref.nagano.lg.jp

6 介第 1107 号
令和 7 年(2025 年) 3 月 5 日

認知症介護実践リーダー研修修了者 様

長野県健康福祉部介護支援課長

令和 7 年度認知症介護指導者養成研修受講者の募集について（通知）

平素、長野県の福祉行政につきまして、格別な御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、標記研修について、社会福祉法人仁至会認知症介護研究・研修大府センター長から募集通知がありました。

つきましては、県推薦枠及び事業所推薦枠の受講希望者を募集しますので、受講を希望する場合は、下記により当課あてに所定の書類を提出してください。

記

1 研修内容及び受講者の要件等

別添「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」及び「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）のとおり

2 提出書類

【県推薦枠】実施要綱 3 (1) ア (キ) に定める書類

【事業所推薦枠】実施要綱 3 (1) イ (カ) に定める書類

3 提出方法

長野県健康福祉部介護支援課あて郵送または持参による

（〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2）

4 提出期限

別添「令和 7 年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について」のとおり

5 その他

(1) 受講者の決定について

ア 県推薦枠については、実施要綱に基づき推薦者を決定します。

イ 県推薦枠及び事業所推薦枠にて申込みを行った後、認知症介護研究・研修大府センターが実践事例報告を考查し、最終的に受講可否が決定します。

(2) 受講申込に当たっての留意事項について

本研修修了後は、県が実施する認知症介護実践者等養成研修を企画・立案し、講師として従事することを前提とするため、予め所属長と相談の上、申込みを行ってください。

(3) 受講希望の事前連絡について

受講希望者を把握したいため、提出書類作成前に下記担当あてに事前連絡をお願いします。

(問合せ先)

担当 介護支援課計画係 小林（志）、蓮沼

電話 026-235-7111（直通）

ファクシミリ 026-235-7394

E-mail kaigo-keikaku@pref.nagano.lg.jp

別添

令和7年度長野県認知症介護指導者養成研修の実施について

1 研修内容

認知症介護に関する専門的な知識及び技術、高齢介護実務者に対する研修プログラム作成方法、教育技術並びに地域ケアの推進方法の取得を目指し実施する。

2 研修日程及び申込期限

	前期	職場研修 (オンラインによる同時 双方向の研修を含む)	後期	申込期限 ※必着	
				県推薦枠	事業所推薦枠
第1回	令和7年 6月9日（月） ～6月20日（金）	令和7年 6月23日（月） ～8月1日（金）	令和7年 8月4日（月） ～8月8日（金）	対象外	令和7年 4月11日（金）
第2回	令和7年 9月8日（月） ～9月18日（金）	令和7年 9月22日（月） ～10月31日（金）	令和7年 11月3日（月） ～11月7日（金）	令和7年 5月18日（金）	令和7年 6月18日（水）
第3回	令和7年 12月8日（月） ～12月19日（金）	令和7年 12月22日（月） ～令和8年 2月6日（金）	令和8年 2月9日（月） ～2月13日（金）		

3 受講対象者

以下の①～⑤の要件をすべて満たしていること。

- ①認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- ②医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者。
- ③介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者又は過去に従事していた者であり、概ね5年以上の介護実務経験を有する者。
- ④長野県の認知症介護実践者等養成研修の企画及び立案に参画し、講師を担当する認知症介護研修企画懇話会構成員としての活動が可能な者。
- ⑤長野県において地域ケアを推進する役割を担うことが可能な者。

4 費用負担

受講料 230,000円、その他宿泊費等

【県推薦枠】

受講料及び宿泊費を長野県の旅費規程に基づいて県が負担します。交通費や食費等は受講者負担となりますのでご留意ください。

【事業所推薦枠】

受講料等研修に係る費用は、各事業所等での負担となりますのでご承知おき願います。

5 研修会場

社会福祉法人 仁至会 認知症介護研究・研修大府センター
(〒474-0037 愛知県大府市半月町三丁目 294番地)

※その他詳細は「実施要綱」「募集要項」を確認して下さい。

6 高 第 3944 号
令和 7 年 3 月 12 日

介護保険サービス事業者 様

長野市長 萩 原 健 司
(保健福祉部高齢者活躍支援課担当)

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算に係る処遇改善計画書の提出について（通知）

日頃から、適切な介護サービスの提供に御尽力いただき、感謝申し上げます。

令和 7 年度に介護職員等処遇改善加算を算定しようとする介護サービス事業者については、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号）に定める介護職員等処遇改善加算処遇改善計画書を作成し、届け出る必要があります。

つきましては、「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 7 年度分）」（令和 7 年 2 月 7 日付け老発0207第 5 号厚生労働省老健局長通知）に基づき、下記により計画書を提出してください。

なお、前年度から当該加算を算定している場合であっても、計画書は毎年度提出する必要がありますのでご注意ください。

計画書は「（長野県版）長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金及び介護職員等処遇改善加算の共通様式」を使用してください。（当該様式を使用することにより、長野県へ提出いただく「長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金」の計画書様式として使用いただけます。）

記

1 提出書類

【共 通】

- (1) 「（長野県版）長野県介護人材確保・職場環境改善等事業補助金及び介護職員等処遇改善加算の共通様式」
① 「介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和 7 年度）」（別紙様式 2-1）
② 「処遇改善加算 個票」（別紙様式 2-2）

※様式は補助金と加算が一体のデータとなっています。Excel データを提出いただく場合は、補助金部分も含めて提出してください。

【令和 7 年 4 ・ 5 月に新たに加算を算定する場合等の追加書類】

- (2) 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」
(サービス種類に応じ、別紙 2、別紙 3-2、別紙 50 のいずれか)
(3) 「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」
(サービス種類に応じ、別紙 1-1-2、別紙 1-2-2、別紙 1-3-2、
別紙 1-4-2 のいずれか)

2 提出部数

各 1 部

3 提出期限

- (1) 令和 6 年度より引きつづき加算を算定する場合

- ・上記1(1) : 令和7年4月15日（火）必着

(2) 令和7年4・5月から新たに加算を算定する場合

- ・上記1(1) : 令和7年4月15日（火）必着
- ・上記1(2)・(3) : 令和7年4月1日（火）必着

(3) 令和7年6月以降新規に算定を開始する場合

- ・上記1(1) : 加算算定開始月の前々月の末日
- ・上記1(2)・(3) : 居宅系サービス 加算算定開始月の前月15日
: 施設系サービス 加算算定開始月の1日

4 提出先

長野市役所 第二庁舎1階 高齢者活躍支援課（郵送、電子メール、電子申請システムによる提出も可）

5 留意事項

- ・下記の通り提出先が異なりますのでご注意ください。
長野市：介護職員等処遇改善加算の計画書（別紙様式2-1及び別紙様式2-2）
長野県：補助金の計画書（詳細は別添の長野県通知参照）
(別紙様式2-3～5、様式第1号（申請書）及び様式第6号（請求書）)
- ・令和6年度分の賃金改善を令和7年度分として計上するなど、年度間の重複計上は認められませんので、賃金改善実施期間の設定にはご注意ください。
- ・複数の事業所をまとめて計画書を作成する場合及び法人等一括で作成する場合は、同一の計画書を各指定権者が審査することとなります。各指定権者から計画書の修正の連絡があった場合は、修正をした上で全ての指定権者へ差し替えを送付してください。
- ・計画書の記載内容の根拠となる資料等の提出は不要ですが、計画書のチェックリストを確認（変更なしの場合でも毎年度必要事項の記載やチェックが必要になります。）するとともに、資料等は介護サービス事業所で適切に保管し、求めがあった場合には速やかに提示してください。

6 特別な事情に係る届出書について

事業の継続を図るために、介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合、「特別な事情に係る届出書」（別紙様式5）を提出してください。なお、令和6年度に「特別な事情に係る届出書」を提出した事業所にあっては、令和7年度も継続して賃金水準を引き下げる場合、当該届出書を改めて提出する必要があります。

7 各種通知・様式について

- ・上記1(1)
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002488.html>
- ・上記1(2)・(3)
<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101000/contents/p002497.html>

(問い合わせ先)

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

介護施設担当

TEL : 026-224-5094 FAX : 026-224-5126

E-mail : koureい@city.nagano.lg.jp

各都道府県介護保険主管部（局）

各介護保険関係団体

御中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報報

今回の内容

介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける初年度報告の締切日の再周知及び「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（V01.4）」の発出について（事務連絡）

計3枚（本紙を除く）

Vol.1365

令和7年3月11日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先

TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

事務連絡
令和7年3月11日

各都道府県介護保険主管部（局）
各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス事業者経営情報データベースシステムにおける初年度報告の締切日の再周知及び「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（V.O.I.4）」の発出について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護サービス事業者経営情報の報告等については、「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施条の留意事項について」（令和6年8月2日付け老認発0802第1号、老高発0802第1号、老老発0802第2号）にて、制度を実施するまでの留意事項や、厚生労働省が介護サービス事業者経営情報データベースシステム（以下「本システム」という。）を提供することをお示ししたところです。

本報告に関しては、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）の報告期限が令和7年3月31日となっています。各都道府県におかれましては、引き続き、管下の事業所や関係団体等への周知のほど、よろしくお願ひいたします。

併せて、「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（V.O.I.4）」を送付いたします。

また、本システムの入力に当たっては、現在事業者の皆様より大変多数のお問い合わせをいただいているところです。よくいただくお問合せへの回答については、別添のFAQ等にも掲載させていただいているところ、各都道府県におかれましては、事業者の皆様への回答に当たって参考にしていただければと思います。

なお、上記のFAQ等については、事業者からのお問い合わせを踏まえて随時更新のうえ、以下の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、管下の事業所や関係団体を通じた周知のほど、よろしくお願ひいたします。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

介護サービス事業者経営情報の報告に関するQ&A（Ⅴ〇Ⅰ. 4）

【報告の単位】

問1 同一拠点でAとBの2つの事業所を運営しているが、A事業所の利用者数が多いため、人員配置基準を満たす範囲でB事業所の職員がA事業所に従事している。このとき、A事業所では当該職員分の人件費等が発生していないところ、どのように報告すべきか。

(答)

- お尋ねのケースについては、A事業所とB事業所を合算した拠点単位での報告をお願いします。

【職種別人員数】

問2 本制度における報告対象のサービスと報告対象外のサービスを一体的に運営し、同一職員が兼務・運営している施設があるが、報告対象の2事業所だけでは常勤換算が1以上にはならず、一方の事業所に寄せたとしても「常勤職員の常勤換算数」が1以上にならないが差し支えないか。

(答)

- 常勤職員が報告対象外の事業と兼務を行っている場合や、同一職員が兼務する介護事業所の経営情報が別々に報告される場合には、当該職員の常勤換算数が1以上でなくとも差し支えありません。
- なお、整数でない場合、小数点以下第二位を四捨五入の上、入力ください。

問3 所定労働日数、所定労働時間がない労働契約を結んでいる、登録ヘルパーの常勤換算はどのようにすればよいか。

(答)

- 常勤換算の算出にあたっては、施設及び事業所における通常の労働者の1週間あたりの所定労働時間に4を乗じたものを分母とし、当月の実労働時間を分子として常勤換算数を算出ください。
- なお、算出結果が小数点以下第二位を四捨五入後、0.1に満たない場合においては、常勤換算数を0.1として報告ください。

【職種別給与】

問4 2つの事業所があり、別の事業所へ異動になった常勤職員が現れた場合、異動後の給料を含めた1年間の給料を入力するということで差し支えないか。

(答)

- 常勤換算数は、会計年度が始まる月に在籍した職員の数で算出してくださいこととしていますが、この算出対象となっている職員について、当該会計年度中に当該事業所に従事していた期間に支払った給料・賞与を入力ください。
- 非常勤職員についても、同様の取扱いとなります。

介護事業所の皆さんへ

～介護事業所に対する支援策に関するお知らせ～

介護人材確保・職場環境改善等に向けて

さまざまなツールをご活用ください！

1 処遇改善等に関する支援

介護人材確保・職場環境改善等事業

- 処遇改善加算を取得し、業務効率化や職場環境改善を図る事業所に対して、人件費や職場環境改善経費（介護助手を募集するための経費、研修費等）の補助をします。

処遇改善加算

- 処遇改善加算の要件の弾力化も行いました。
補助金の申請とあわせて処遇改善加算の申請も行いましょう。

2 介護テクノロジー導入支援、継続活用支援

介護テクノロジー導入・協働化等支援事業

- 本補助金を活用することにより、テクノロジー導入に係る初期費用の負担の軽減が可能となります。

生産性向上推進体制加算（施設系サービスが対象）

- 本加算を算定することにより、テクノロジーの継続活用に伴うランニングコストの負担の軽減が可能となります。

3 訪問介護等事業所への支援

訪問介護等サービス提供体制確保支援事業（訪問介護等事業所*が対象）

- 訪問介護等事業所における人材確保に向けた体制構築や経営改善のための経費を補助します。

* 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護が対象

支援の詳細は厚労省HPをご参照ください

処遇改善等に関する支援



介護テクノロジー導入支援



訪問介護等事業所への支援

